

和解することについて

霧島市消防局北消防署が物損被害を受けたことに関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出  
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住所 \*\*\*

氏名 \*\*\*

2 被害の内容

発 生 日 令和8年4月25日

被 害 箇 所 霧島市牧園町高千穂 3855 番地 122

霧島市消防局北消防署

被害を受けた物 侵入防止用ステンレス製支柱及び花壇ブロック

3 和解の内容

- (1) 和解の相手方は、被害を受けた物を原状に回復する義務を負うものとする。
- (2) 本市及び相手方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の請求、異議の申立て又は訴えの提起をしないこととする。

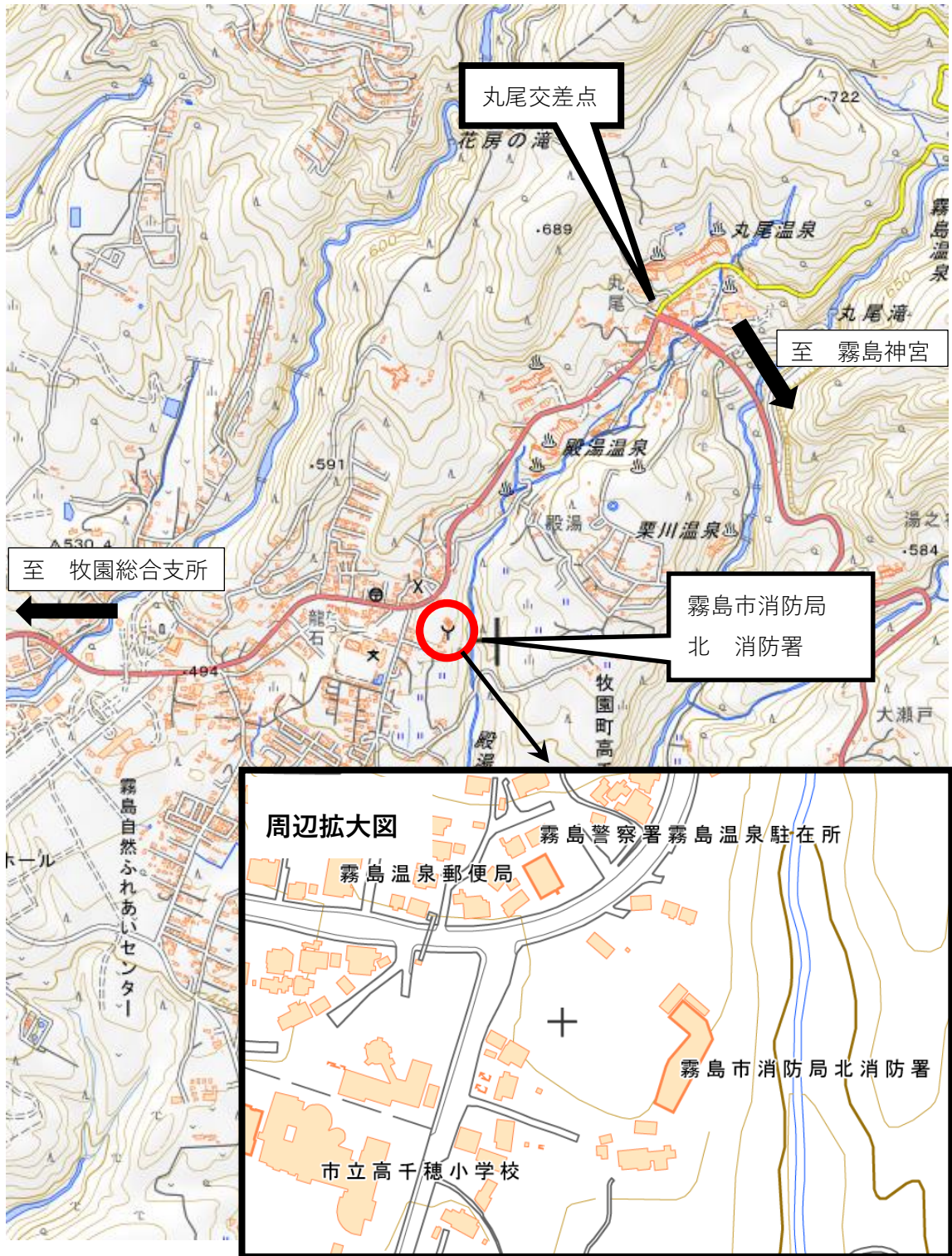
4 和解の理由

本件は、本市の損害賠償請求に対して和解の相手方が応じることから、和解しようとするものである。

(提案理由)

相手方の過失により生じた霧島市消防局北消防署の物損被害に関して、損害賠償請求に相手方が応じたため、和解することにつき議会の議決を求めるものである。

# 位置図



出典：国土地理院「地理院地図」(<https://maps.gsi.go.jp/>)を加工して作成

# 位置図

